

建設事業者向け外国人材受入れセミナー実施業務企画提案要領

1 業務の名称

建設事業者向け外国人材受入れセミナー実施業務

2 業務の趣旨・目的

建設業界では、今後も建設需要に対応し、持続的に事業を展開していくため、若手や女性を含む担い手の確保・育成が重要な課題となっている。また、国内人材の確保・育成に加え、外国人材の受入れも人材確保の選択肢の一つとして検討することが求められている。

このような状況を踏まえ、外国人材の受入れを円滑に進めるために必要な受入手続きや留意点について理解を深めるとともに、外国人材の受入れに取り組んでいる企業の実例を学ぶことにより、外国人材の受入れに対する理解を深め、各事業者が自社における外国人材の受入れについて検討するための契機とするセミナーを開催する。

3 業務の内容

(1) 建設業における外国人材受入れに関するセミナー

①対象者：経営者、経営幹部、人事担当者等（外国人材の受入れ経験が浅い又は受入れ経験のない建設事業者を主な対象とする。）

②時間：1講座120分程度

③内容：おおむね以下の内容を盛り込むこととする。

イ．令和9年4月1日から施行される在留資格「育成就労」の制度概要。

従来の「技能実習」との相違点や「特定技能」への移行等について

ロ．外国人材の受入れに係る具体的な実務。

人材募集・受入れに必要な手続き・渡航・通訳・研修（語学等）・宿舍等について

ハ．技能実習生または特定技能外国人を受け入れている建設事業者の視点から見た外国人材の受入れについて。

（受入れまでの経緯・受入れによるメリットや効果・注意点・受入れ後の課題や苦勞・待遇・受入れ前に感じていた不安と、実際に受入れた後の実感等）

④講師：③イ～ハに掲げる内容を説明できる者。

例）イ、ロについては外国人材受入れに関する業務に精通した行政書士等

ハについては外国人材を雇用している建設事業者の人事担当者等

なお、上記内容を過不足なく説明できるのであれば、講師の人数は問わない。

⑤回数：1回×1会場

⑥実施方法：ホール等での講演形式（対面・オンライン併用）

⑦実施日程：令和9年2月頃（県との調整により決定することとする。）

⑧その他：対面参加のメリットとなる取組を実施することとする。

（例：セミナー終了後、対面参加者を対象とした講師との相談会の実施）

(2) 具体的業務内容

①講師の選定、報償費等の支払

- ②会場手配及び講師の会場派遣（講演形式の場合。交通手段の手配一式を含む。）
- ③次第・レジュメ等の作成及び必要部数印刷（原稿がカラーのものは、配布用もカラーとする。）
- ④セミナー当日の運営（会場準備、当日受付、司会進行等。）
- ⑤その他、セミナー開催にあたっての発注者への助言

4 予算額

- ・ 524,700円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から、令和9年3月31日（水）まで

6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・ 応募を希望する団体の役員等が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 スケジュール

- （1）企画提案募集 令和8年10月5日（月）～10月30日（金）
 - （2）質問受付 令和8年10月5日（月）～10月23日（金）
 - （3）第一次審査 令和8年11月4日（水）～11月6日（金）
 - （4）第二次審査 令和8年11月11日（水）
- ・ 審査の詳細は、下記10のとおり。

8 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり、書類を提出してください。

（1）提出書類

- ①企画提案書表紙（様式1） 1部
- ②企画提案書本体 4部

様式は定めませんが、次の事項を記載してください。

- ・セミナーの名称・副題(仮称)
- ・セミナーの趣旨、内容
- ・予定講師名、経歴、実績
- ・その他セミナー実施に関すること

- ③業務実施体制申告書(様式2) 4部
- ④費用見積書(様式3) 4部
- ⑤暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式4) 1部
- ⑥会社概要等事業者の概要がわかるもの 4部
- ⑦課税(免税)事業者届出書(様式6) 1部

令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間において、消費税法上の課税事業者に当たる場合は課税事業者届出書を、免税事業者に当たる場合は免税事業者届出書を提出すること。

- ⑧その他参考資料 4部
- ⑨群馬県の「令和8・9年度物品等購入契約資格者名簿」、「令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿」、「令和8・9年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿」に登載されていない者は、次の書類を各1部
 - ・法人登記簿謄本
 - ・最新の決算書
 - ・県税完納証明書(群馬県外の事業者の場合は、本店及び委任先営業所が所在する都道府県発行の完納証明書(未納のない証明))
 - ・国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税についてのもの(未納のない証明))

(2) 提出方法・提出期限

- ・提出方法：(3)の提出先あて、郵送にて
- ・提出期限：令和8年10月30日(金) 17:00必着

(3) 提出先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
 群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室
 電話：027-226-3520
 FAX：027-224-3339
 E-mail：kensetsukika@pref.gunma.lg.jp

(4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(5) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。また、第二次審査のプレゼンテーション・ヒアリングへの参加に要する経費も同様とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて

提出願います。

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- ・受付期間：令和8年10月5日（月）～10月23日（金）
- ・質問様式：様式5による
- ・質問方法：FAXまたはE-mailによる（E-mailで質問する場合は、件名に「外国人材受入れセミナー質問」と記載してください。
- ・提出先：上記8（3）に同じ
- ・質問に対する回答は、質問書を受け付けした日から原則5日以内に、FAXまたはE-mailにより行う。

10 審査

提出された書類に基づき第一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

（1）第一次審査

- ・日時：令和8年11月4日（水）～11月6日（金）
- ・提出された書類に基づき、候補者を選出します。応募者が5者以内の場合は、第一次審査を省略することがあります。
- ・審査結果は、応募者全てに文書により通知します。

（2）第二次審査

- ・日程：令和8年11月11日（水）
- ・詳細な日時は、第一次審査通過者に連絡します。
- ・審査結果は、令和8年11月中旬を目途に、審査を受けた事業者全てに文書により通知します。

（3）主な審査項目

- ・セミナーの趣旨・内容
- ・講師に関すること
（講師の経歴、実績）
- ・実施体制に関すること
（業務遂行能力、同種業務の実績）
- ・費用見積りに関すること

（4）その他

提案者が、次の事項のいずれかに該当した場合失格とし、審査の対象としません。

- ・企画提案の提出書類に不備がある者
- ・企画提案の提出期限を過ぎて提出した者
- ・企画提案が、本要領の条件を無視しているもの、又は、基本的な要求事項を満たさないものの

11 契約

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、

県との交渉で決定します。

- ・契約に必要な経費は、受託者の負担とします。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果品が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証してください。